

平成 21 年 5 月 13 日

各 位

船 井 電 機 株 式 会 社

代表者名 執行役社長 林 朝 則
(コード番号 6839 東証・大証第一部)
問合せ先 IR・広報部 高 中 直 幸
(TEL. 072-870-4395)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 19 日開催予定の第 57 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に移行(いわゆる「株券電子化」)されました。

これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うとともに、本変更に係る経過的な措置を定めるための附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 19 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 19 日

以上

別 紙

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 条 ┌ (条文省略)</p> <p>第 6 条 <u>(株券の発行)</u></p> <p>第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> (<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は 100 株とする。 2 <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u> (<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第 9 条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. (条文省略) 2. (条文省略) 3. (条文省略) (株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>の作成並びに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>第 1 条 ┌ (現行どおり)</p> <p>第 6 条 (削 除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は 100 株とする。 (削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) (株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 当社の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>の作成並びに備置きその他の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 <u>11</u> 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。</p> <p>第 <u>12</u> 条 ┆ (条文省略)</p> <p>第 <u>13</u> 条 (招集権者及び議長)</p> <p>第 <u>14</u> 条 (条文省略)</p> <p> 2 取締役である執行役社長に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第 <u>15</u> 条 ┆ (条文省略)</p> <p>第 <u>37</u> 条</p> <p> (新 設)</p> <p> (新 設)</p> <p> (新 設)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 <u>10</u> 条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。</p> <p>第 <u>11</u> 条 ┆ (現行どおり)</p> <p>第 <u>12</u> 条 (招集権者及び議長)</p> <p>第 <u>13</u> 条 (現行どおり)</p> <p> 2 取締役である執行役社長に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第 <u>14</u> 条 ┆ (現行どおり)</p> <p>第 <u>36</u> 条</p> <p> 附 則</p> <p>第 <u>1</u> 条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>第 <u>2</u> 条 <u>前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>